

学校における緊急事態への対応

平成 20年 5月
島本町立第二小学校
島本町立第二小学校 PTA

1 はじめに

緊急事態を想定して、対応マニュアルを作成し、訓練の実施と安全確保に努めます。対応マニュアルの内容としては、①児童の安全かつすみやかな避難誘導 ②関係機関への迅速・的確な通報 ③保護者への連絡 がなされるよう、まず、大前提として、教職員やPTA・保護者の危機意識の共有化や、対応に関する共通認識を図っておかなければなりません。

2 緊急の度合いに応じた、PTA・保護者連携の対応マニュアルの必要性

不測の事態が学校の内外で起こった場合の対応マニュアルについて、具体的には緊急の度合いによっていくつかの分類を行い、その分類に従って教職員とPTA・保護者の対応パターンを決め、実行に移すという手順が必要です。PTA・保護者と連携して、いかに安全かつ迅速に児童を下校させて保護者のもとに帰すのかということに主眼が置かれています。

3 緊急時対応マニュアル

緊急度の分類	事 例	学 校 対 応	P T A ・ 保 護 者 対 応
緊急度 1 (緊急度微少)	① 国や大阪府より一般的な情報提供があった場合。 ② 町内や近隣市からの不審者情報があり、差し迫って危険がないと思われる場合。	・内容を精査して書面をもたせる。	・特に対応なし
緊急度 2 (緊急度小)	① 府内や近隣府県で子どもに関わる事案などが発生した場合。 ② 町内で軽微な事件、事故が起こった場合。 (校区内の火事・サルなどの出沒)	・書面をもたせる。 ・複数名で帰らせる。 ・教職員は、適宜、通学路を見回る。 ・状況により連絡網を回す。 (不在者スキップ)	・特に対応なし
緊急度 3 (緊急度中)	① 近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が町内に移動する可能性がある場合。 ② 町内で不審者による声かけや痴漢・露出等の事案が発生し、犯人がまだ付近にいる可能性がある場合。	・学年ごと4方向に教職員同行による集団的な下校 ・担当教員が地区ポイント付近まで同行する。 ・学童保育児童は教育委員会とも相談の上、学校待機。 午後学童室に引き継ぐ。 ・連絡網を回す。	・保護者が地区ポイントまで出迎える。 ・地区長委員長から地区長への連絡網で地区への連絡と受け入れ体制を確立する。

緊急度の分類	事 例	学 校 対 応	P T A ・ 保 護 者 対 応
緊急度 4 (緊急度中)	① 学校襲撃予告・学校爆破予告。あるいは子どもに危害を加えるなどの予告があった場合。 ② 子どもへの声かけ、車などによる追尾、露出などの痴漢行為が連続して発生している場合。 ③ 暴風雨警報発令・地震・火災などの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童は地区児童会での集団下校。 (事案により、学年ごと4方向に教職員同行による集団的な下校) ・ 担当教員が<u>集団登校集合場所まで同行し、保護者に確実に送り届ける。確認のため、その場所で15分程度待機する。</u> ・ 学童保育児童は教育委員会とも連絡を取り、学校外の安全な場所(地区集会所)などに避難させる。 ・ 連絡網を回す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への確実な送り届け地区長委員長から地区長への連絡網で地区への連絡と受け入れ体制を確立する。 (「保護者への確実な送り届け」という対応をもれなく全保護者に連絡する。)
緊急度 5 (緊急度大)	① 凶悪犯が学校に侵入。あるいは凶器を持って付近にいる場合。 ② 町内において子どもの連れ去りや子どもへの傷害などの事案が発生した場合。 ③ 地震などで深刻な被害が町内に発生している場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童は学校待機し保護者による引き取りを行う。 ・ 引き取りがあるまでは、学校で保護する。各教室待機。 ・ 学童保育児童も学校待機。(午後は学童保育担当へ引き継ぐ) ・ 連絡網を回す。 ・ 緊急連絡先確認の上、学校が責任を持って保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の確実な引き取り。 ・ 地区長委員長から地区長への連絡網で地区への連絡と受け入れ体制を確立する。 (「保護者の引き取り」という対応をもれなく全保護者に連絡する。)

- ※ 支援学級で個別対応の必要な児童については、直接、保護者に連絡します。
- ※ この緊急マニュアルは町の「子どもの安全に係わる緊急対応ガイドライン」に合わせておりますが、完成したものではありません。問題点があれば、その都度改定してよりよいものを作っていきたいと考えています。何かありましたら、学校またはPTA役員までご連絡ください。
- ※ 地区ポイントについては、「PTA冊子」をご覧ください。
- ※ 4方向とは、若山台、東三・百山、調子橋、指手橋方向